○おやべの木活用促進事業補助金交付要綱

平成19年３月30日告示第39号

改正

平成22年３月24日告示第21号

平成23年２月25日告示第７号

平成24年７月６日告示第59号

平成25年３月18日告示第20号

平成29年３月23日告示第26号

おやべの木活用促進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、小矢部市補助金等交付規則（昭和43年小矢部市規則第５号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、おやべの木活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第２条　市長は、小矢部市産木材の住宅への活用を促進し、優良な住宅の建設を図るため、市内において住宅を新築、増改築、修繕又は模様替をする場合において、小矢部市産木材を使用する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

（補助金の交付対象）

第３条　補助金の交付対象となる住宅は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるものについては、この限りでない。

(１)　一戸建ての住宅（店舗併用住宅を含む。）及びその付属建物（車庫、納屋）であること。

(２)　市内で自ら居住するため新築、増改築、修繕又は模様替をするもので、小矢部市産木材を３立方メートル以上使用すること。

(３)　建築士が設計した建物（修繕又は模様替をする場合においては、その行為を建築士が建築基準に適合していると証明したもの）であること。

(４)　市税に滞納がないこと。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、小矢部市産木材の使用量１立方メートル当たり２万円とする。この場合において、使用量に１立方メートルに満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　１件当たりの補助金の限度額は、50万円とする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付の申請をしようとする者は、おやべの木活用促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　事業計画書（様式第２号）

(２)　建築主の住民票抄本

(３)　小矢部市産木材使用箇所を明示した平面図及び立面図

(４)　小矢部市産木材使用計算書（木材調書）

(５)　建築主の市税の滞納がないことがわかる証明書

(６)　建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認済証の写し（建築基準法第６条の適用外の場合は、建築基準適合証明書（様式第３号))

(７)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の補助金の交付の申請があったときは、当該申請書の内容について審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付決定通知をするものとする。

（交付条件）

第７条　規則第５条の規定により補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

(１)　補助事業を中止する場合においては、市長の承認を受けること。

(２)　補助事業が予定の期間内に完了しない場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

（実績報告）

第８条　補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して１月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業の成果を記載したおやべの木活用促進事業補助金実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(１)　事業実績書（様式第５号）

(２)　小矢部市産木材使用証明書（様式第６号）

(３)　小矢部市産木材を使用したことを証する写真

(４)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定の取消）

第９条　市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(１)　偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(２)　補助金を申請目的以外に使用したとき。

(３)　この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第10条　この要綱に定めのない事項については、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成22年３月24日告示第21号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成23年２月25日告示第７号）

この告示は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年７月６日告示第59号抄）

この告示は、平成24年７月９日から施行する。

附　則（平成25年３月18日告示第20号）

この告示は、公表の日から施行する。

附　則（平成29年３月23日告示第26号）

この告示は、平成29年４月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

様式第２号（第５条関係）

様式第３号（第５条関係）

様式第４号（第８条関係）

様式第５号（第８条関係）

様式第６号（第８条関係）